

福岡県産業廃棄物排出事業者講習会

(令和6年度・共通編)

福岡県 環境部 監視指導課

北九州市 環境局 環境監視部 産業廃棄物対策課

福岡市 環境局 環境監理部 産業廃棄物指導課

久留米市 環境部 廃棄物指導課

講習内容

1	廃棄物	・ ・ ・ ・ ・	3頁
2	排出事業者責任	・ ・ ・ ・	19頁
3	保管基準	・ ・ ・ ・ ・	28頁
4	処理基準	・ ・ ・ ・ ・	33頁
5	委託基準	・ ・ ・ ・ ・	38頁
6	産業廃棄物管理票	・ ・ ・	47頁
7	措置内容等報告書	・ ・ ・	57頁
8	多量排出事業者	・ ・ ・	58頁
9	罰則・不適切事例	・ ・ ・	60頁
10	問い合わせ先	・ ・ ・ ・	63頁

凡例

- 法 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（昭和45年法律第137号）
- 令 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
（昭和46年政令第300号）
- 規則 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
（昭和46年厚生省令第35号）

※建設廃棄物編、医療廃棄物編においても同様

【参考】環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html>

Ⅰ 廃棄物

- 1 廃棄物の分類
- 2 産業廃棄物
- 3 産業廃棄物の種類
- 4 特別管理産業廃棄物
- 5 混在・混合物と総体
- 6 廃棄物該当性

1-1 廃棄物の分類

(定義)

第二条 この法律において「**廃棄物**」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「**一般廃棄物**」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「**特別管理一般廃棄物**」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「**産業廃棄物**」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

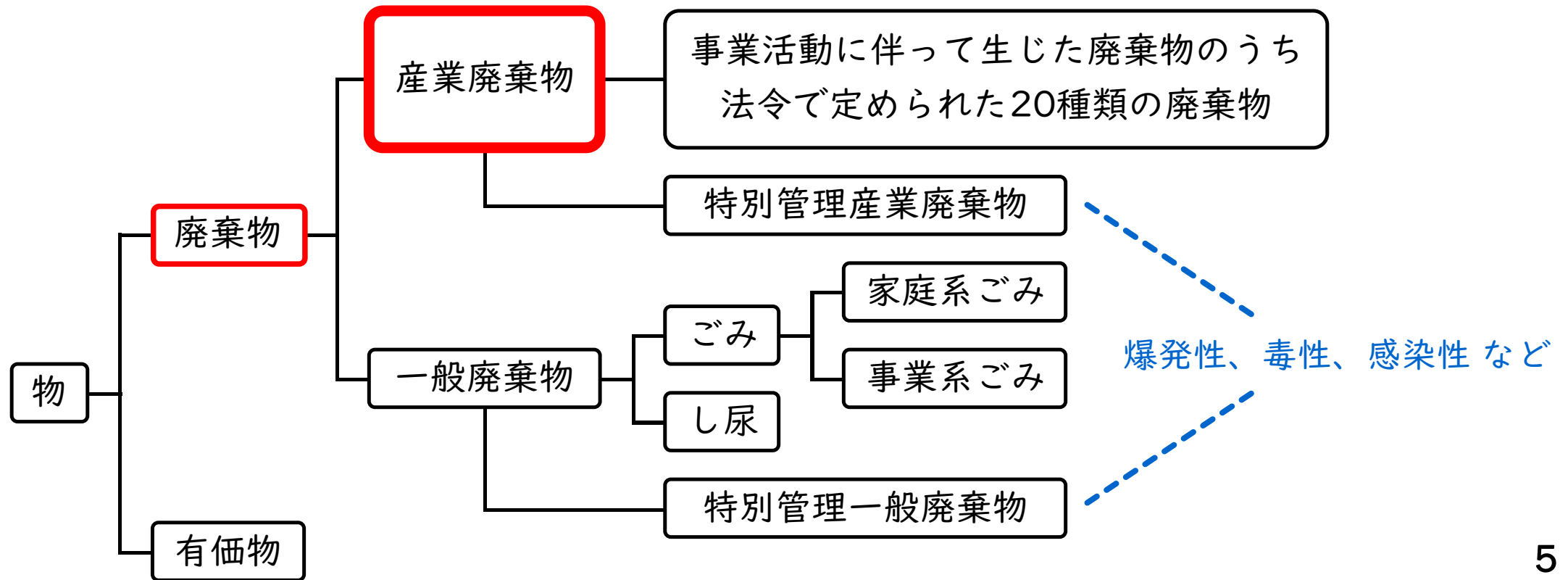
二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「**特別管理産業廃棄物**」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 略

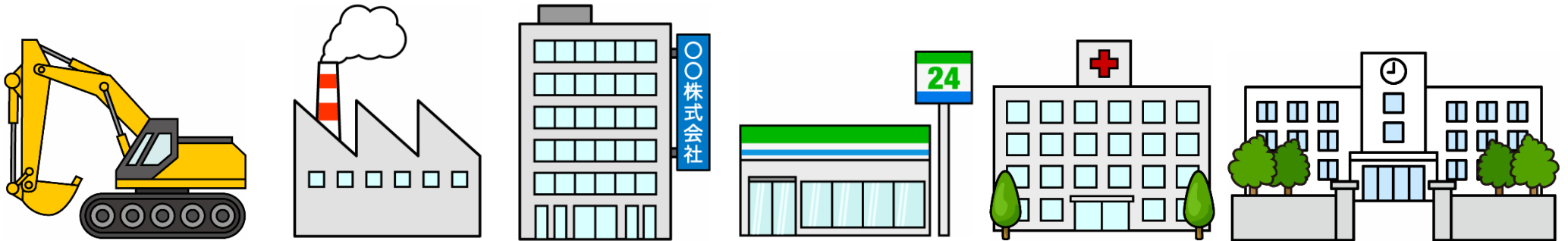
1-1 廃棄物の分類

- 「廃棄物」は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられる。
- 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って排出される廃棄物である。



1-2 産業廃棄物

- 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って排出される廃棄物である。
- 「事業活動」とは、
 - ・ 営利を目的とするもののみならず、公共事業、公共サービス等を含む。
 - ・ 法人、個人事業主の別を問わない。



1-3 産業廃棄物の種類

	種 類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、全ての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等、全てのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状、液状全ての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングくず、レンガくず、セメントくず、スレートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片 その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

1-3 産業廃棄物の種類

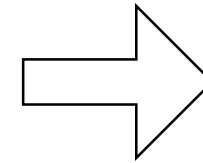
	種 類	具体例
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、物品賃貸業から生ずる家具・器具類等、 <u>貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず（全業種）</u>
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えば、コンクリート固型化物）		

※(13)～(19)については、排出事業者の業種が指定されている

1-3 産業廃棄物の種類

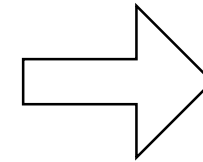
特定の事業活動に伴うもの（**業種指定**のある産業廃棄物）の例

- ・ 家屋解体で生じた木くず
- ・ 道路建設のために伐採した木
- ・ 貨物流通に使用した木製パレット



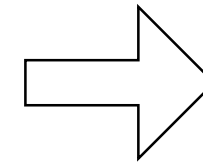
産業廃棄物
(木くず)

- ・ 造園業者が剪定した木の枝



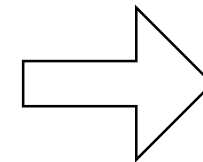
一般廃棄物

- ・ 食料品製造工場で生じた食品くず



産業廃棄物
(動植物性残さ)

- ・ 飲食店やスーパーで生じた食品くず



一般廃棄物

1-4 特別管理産業廃棄物

種 類	具体例
(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）
(2) 廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸
(3) 廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ
(4) 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃PCB	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着し、又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀等 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
判定基準を超える金属等を含む産業廃棄物	特定の業種・施設から排出され、判定基準を超える金属等を含む鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ等

1-5 混合物と総体

○混合物

(例) プロジェクターを廃棄
→ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の混合物



○総体

混然一体として分別不可能な形で排出されるものについて、
「総体として〇〇と見る」という考え方。

(例) 総体として有価物

総体として産業廃棄物 総体として一般廃棄物 など

1-6 廃棄物該当性

令和3年4月14日環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知
「行政処分の指針について（通知）」より

「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡
することができないために不要となったもの」

※廃棄物に該当するか否かは、次の要素から総合的に判断

- ア 物の性状
- イ 排出の状況
- ウ 通常の手扱い形態
- エ 取引価値の有無
- オ 占有者の意思 等

1-6 廃棄物該当性

ア 物の性状

- ・ 利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
- ・ 実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

1-6 廃棄物該当性

イ 排出の状況

- ・ 排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の手扱い形態

- ・ 製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

1-6 廃棄物該当性

エ 取引価値の有無

- ・ 占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
- ・ 実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

1-6 廃棄物該当性

オ 占有者の意思

- ・ 客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、**適切に利用**し若しくは他人に**有償譲渡**する意思が認められること、又は**放置**若しくは**処分**の意思が認められないこと。
- ・ したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、**適切な利用を行おうとする意思がある**とは判断されない場合、又は主として**廃棄物の脱法的な処理**を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

1-6 廃棄物該当性

- 事例 1) ・排出元 A 社は、排出先 C 社に、不要となった「物」を売却している。
- ・排出元 A 社は、排出先 C 社から、1,000 円の収入を得る。
 - ・排出元 A 社は、運送業者 B 社に、9,000 円の運送費を支払う。



- ✓ 排出元 A 社は、不要となった「物」を手放すために実質 8,000 円の費用を負担している。
- ✓ 排出元 A 社にとって、当該取引に経済的合理性があるとは言えない。

⇒ 事例における「物」は、有価物とは認められず、廃棄物に該当すると判断される。廃棄物として適正処理（適切な許可業者への委託）が必要。

1-6 廃棄物該当性

事例2) 解体工事において発生したコンクリートがれきを、重機で細かく砕いて、自社敷地（駐車場・ヤード等）の路盤材として使用したい。

- ✓ 一般に流通・販売される再生路盤材は、一定の品質基準を満たしている。

（参考）平成28年3月31日国官技第379号大臣官房技術調査課長通知「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について」

- ✓ 事例における「重機で細かく砕いたコンクリートがれき」は、路盤材として利用用途に要求される品質を満足しているとは言えず、且つ製品としての市場が形成されているとは言えない。

⇒ 事例における「重機で細かく砕いたコンクリートがれき」は、有価物とは認められず、廃棄物に該当すると判断され、路盤材として使用不可。

⇒ 産業廃棄物（がれき類）として適正処理（適切な許可業者へ処理委託）が必要。

2 排出事業者責任

- 1 事業者の責務
- 2 排出事業者責任
- 3 処理状況の確認
- 4 行政処分の公表

2-1 事業者の責務

法第1条（目的）

「この法律は（略）、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」

法第3条第1項（事業者の責務）

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない。」

2-2 排出事業者責任

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることは変わらない。

委託業者が不適正な処理を行った場合、排出事業者がその責任を問われ、対応しなければならない。

委託業者による
不適正処理・不法投棄



- 環境汚染（大気、水質、土壌）
- 周辺住民の健康被害
- 排出事業者に対する、
 - ・行政処分（措置命令）
 - ・※事業者名の公表
 - ・刑事罰（罰則規定）
 - ・撤去による費用の二重払い

2-2 排出事業者責任

- ①産業廃棄物を自ら処理（運搬・処分）する場合は、**処理基準**を守る。
（法第12条（の2）第1項）
- ②産業廃棄物が運搬されるまでの間は、**保管基準**を守る。
（法第12条（の2）第2項）

産業廃棄物の処理を**他者へ委託**する場合、

- ③**委託基準**を守る。
（法第12条（の2）第6項）
- ④**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を交付し、管理する。
（法第12条の3）
- ⑤**最終処分まで**の一連の処理が**不適正に行われないよう注意**する。
（法第12条（の2）第7項）

2-3 処理状況の確認

法第12条（の2）第7項

「事業者は、（略）その（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該（特別管理）産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該（特別管理）産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

2-3 処理状況の確認

排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

<https://www.env.go.jp/content/000126051.pdf>

「排出事業者責任を果たし、適正処理を確保するためには、委託先の施設の外観や情報を単に見るだけといった**形式的な確認ではなく**、委託した産業廃棄物の保管状況や実際の処理工程等について、**処理業者とコミュニケーションをとりながら確認を行うこと**や、公開されている情報について、**不明な点や疑問点があった場合には処理業者に回答を求めること**など、**法に基づき適正な処理がなされているかを実質的に確認**することが重要」

2-3 処理状況の確認

排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

項目	チェック内容	確認
処理状況 の確認	処理状況の確認をしているか。 ※4、※5 【法第12条第7項等】 ・委託先の処理施設の現地確認 ・優良産業廃棄物処理業者に処理委託している場合等、処理状況や処理施設の維持管理の状況に関する情報の確認 ・複数の排出事業者での共同実施を含むデジタル技術の活用による実質的な確認が可能な事項の遠隔確認	適 ・ 否
	処理状況を確認した結果、適正処理のために必要な措置を講じているか。 【法第12条第7項等】	適 ・ 否

※4 努力義務ではありますが、排出事業者責任を果たし、適正処理を確保する上で、重要な項目です。

※5 処理状況の確認については、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が現地確認のためのチェックリスト（建設廃棄物適正処理推進プログラムチェックリスト、産業廃棄物処理業 廃棄食品 現地確認チェックリスト）を作成しているので、参考にしてください。

2-3 処理状況の確認

排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

「処理状況の確認を行っていない排出事業者については、措置命令（法第19条の6）の要件である「法第12条第7項等の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき」に該当する可能性がある」

2-4 行政処分公表



産業廃棄物処理業者等に対する行政処分を公表します

※排出事業者責任を問う措置命令を含む

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分に係る公表

福岡県が行った下記の法令に基づく行政処分の対象となった事業者は、その事業者名及び処分内容を福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年条例第80号)第19条第2項に基づき、下記のとおり公表しています。

3 保管基準

- 1 産業廃棄物保管基準
- 2 産業廃棄物保管場所の掲示板
- 3 その他保管における留意点

3-1 産業廃棄物保管基準

法第12条第2項

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

法第12条の2第2項

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（特別管理産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3-1 産業廃棄物保管基準

- ①保管場所の**周囲に囲い**を設けること
- ②必要事項を表示した**掲示板**を見やすいところに設けること（次頁参照）
- ③産業廃棄物の**飛散、流出、地下浸透、悪臭防止**の措置を講ずること
- ④**ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫**が、発生しないよう措置を講ずること
- ⑤石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物は、**他の物と混合しない**よう仕切り等を設けること など

3-2 産業廃棄物保管場所の掲示板

60cm以上

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	がれき類 廃プラスチック類 ガラスくず等 木くず 金属くず
管理者の氏名又は名称 連絡先	株式会社〇〇〇〇 000-000-0000
最大保管の高さ	△.△m

60cm以上

- ①産業廃棄物の保管の場所である旨
- ②保管する**産業廃棄物の種類**
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)
- ③保管の場所の**管理者の氏名又は名称及び連絡先**
- ④屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、**最大保管の高さ**

3-3 その他保管における留意点

- 屋外保管、事業場外保管の留意点については、
建設廃棄物編 12～13頁
- 感染性廃棄物保管の留意点については、
医療廃棄物編 9～10頁

を参照ください。

4 処理基準

- 1 産業廃棄物処理基準
- 2 運搬に関する基準
- 3 運搬表示（排出事業者が自ら運搬する場合）
- 4 備え付ける書面（排出事業者が自ら運搬する場合）

4-1 産業廃棄物処理基準

法第12条（の2）第1項

事業者は、自らその（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（（特別管理）産業廃棄物処理基準）に従わなければならない。

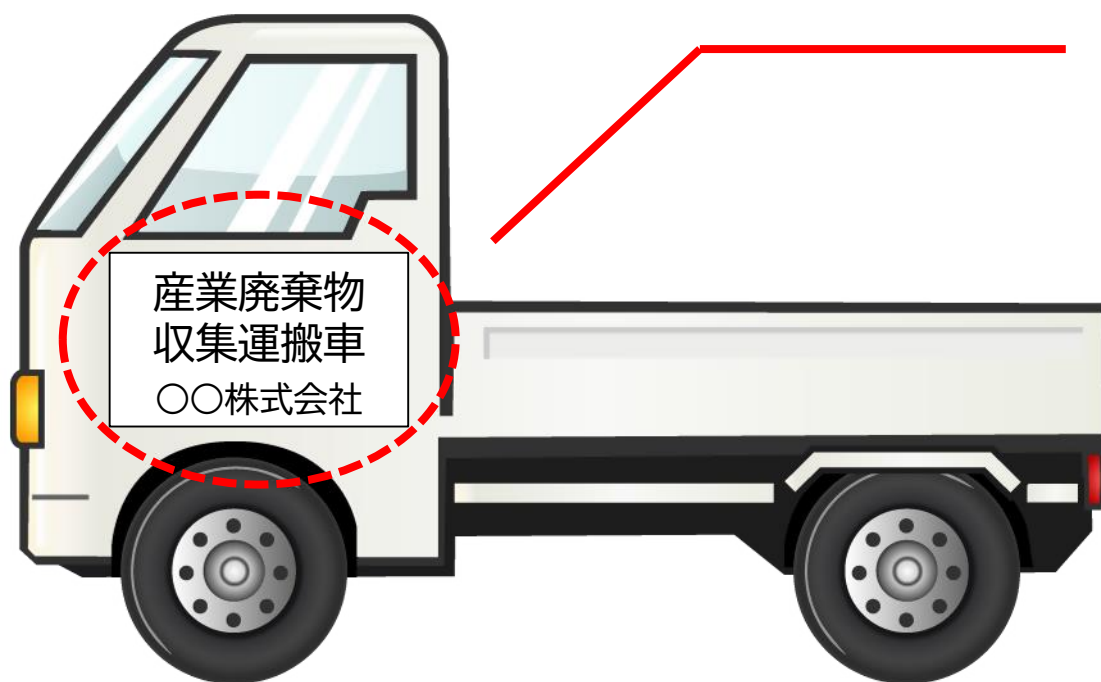
- ・ 収集運搬基準（自ら運搬する場合）（※本項で説明）
- ・ 積替又は保管の基準（※略）
- ・ 処分又は再生（中間処理）の基準（※略）
- ・ 埋立処分の基準（※略）
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理基準（※略）
- ・ 委託基準（※次項で説明）

4-2 運搬に関する基準

- ・ 収集又は運搬の際、廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- ・ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・ 収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・ 運搬車、運搬容器等は、廃棄物が飛散・流出し、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ・ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、これらの廃棄物が破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合しないように他の物と区分して、収集又は運搬すること。

4-3 運搬表示（排出事業者が自ら運搬する場合）

- ・ 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する
運搬車である旨及び氏名又は名称を見やすいように表示すること。



5cm以上
産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
3cm以上

表示の留意事項

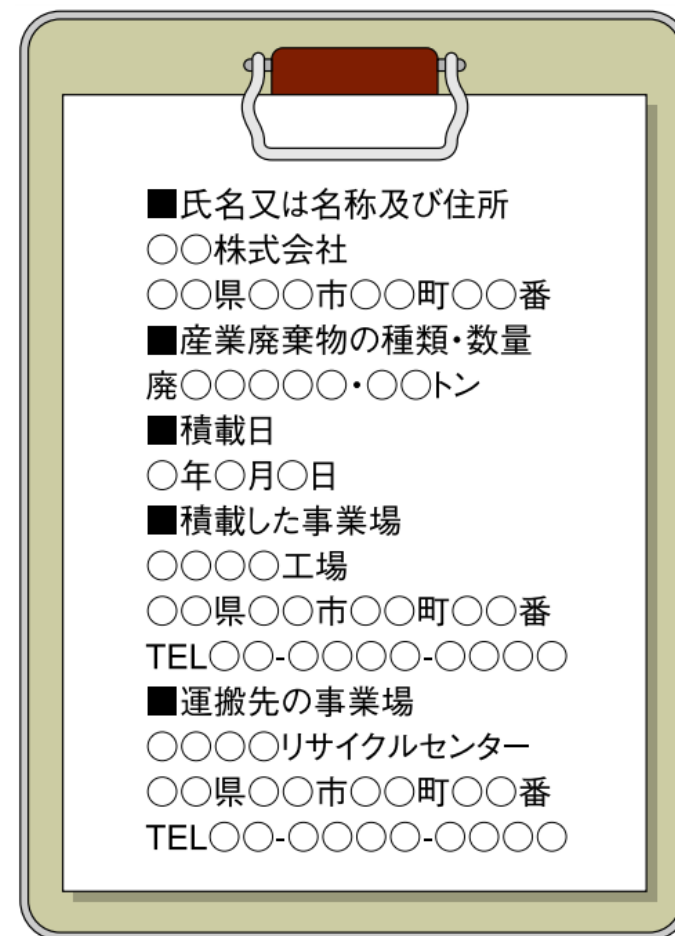
- ・ 見やすいこと
- ・ 鮮明であること
- ・ 車両の両側面に表示すること
- ・ 識別しやすい色の文字であること

4-4 備え付ける書面（排出事業者が自ら運搬する場合）

- ・ 運搬車に、運搬する産業廃棄物の情報等を記載した書面を備え付けておくこと。

書面の記載事項

- ・ 氏名又は名称 及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



■氏名又は名称及び住所
○○株式会社
○○県○○市○○町○○番

■産業廃棄物の種類・数量
廃○○○○○・○○トン

■積載日
○年○月○日

■積載した事業場
○○○○工場
○○県○○市○○町○○番
TEL○○-○○○○-○○○○

■運搬先の事業場
○○○○リサイクルセンター
○○県○○市○○町○○番
TEL○○-○○○○-○○○○

5 委託基準

廃棄物処理法では、産業廃棄物は排出事業者が法に定められた処理基準に基づき、**自ら処理することを原則**としている。

しかし、**委託基準に基づき、他人に処理を委託することも認められている。**

- ① 許可業者に委託すること（産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の許可は別個のものである）
- ② 二者間契約（収運業者、処分業者それぞれと契約）すること
- ③ 法定事項を記載した書面により契約すること
- ④ 契約書に処理業者の許可証等の写しを添付すること
- ⑤ 契約書を契約終了の日から5年間保存すること
- ⑥ 再委託は原則禁止である（不適正処理を誘発するおそれがある）
再委託とは、排出事業者と当初に委託契約を結んだ者（受託者）が、自ら当該委託業務を行うことができなくなった場合、他の者にその業務を行うよう委託すること。
- ⑦ 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、あらかじめその内容（種類・数量・性状・荷姿・注意事項）を文書で通知すること

①許可証の例（収集運搬業）

様式第七号の二（第十条の二関係）

① 許可番号 第 07610000000 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

氏名 株式会社 北九州環境

（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 北九 太郎

優良

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

④ ③ 北九州市長 武内 和久 印

許可の年月日 令和 6年 6月 18日
許可の有効年月日 令和 12年 6月 12日

1 事業の範囲

保管又は保管を含まない
燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等廃棄物を除く。）、酸くず、碱くず、腐食性液体、ダスト
以上17種類（右欄含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

保管又は保管を含む
燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等廃棄物を除く。）、酸くず、碱くず、腐食性液体、ダスト
以上17種類（右欄含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 保管又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地：北九州市八幡西区
面積：129平方メートル

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、酸くず、碱くず、腐食性液体、ダスト、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

3 許可の条件

産業廃棄物の保管又は保管にあつては、排出事業者を特定できるようにしておくこと。
右欄に規定する産業廃棄物の収集運搬及び保管又は保管にあつては、荷役し、又はシートで覆う等の措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

更新又は変更の年月日	更新又は変更の事由	更新又は変更の有無
平成 6年 6月 18日	新規許可	更新許可
平成 11年 6月 13日	更新許可	更新許可
平成 16年 6月 13日	更新許可	更新許可
平成 20年 6月 18日	更新許可	更新許可
平成 24年 6月 18日	更新許可	更新許可
令和 5年 6月 18日	更新許可	更新許可

5 保管又は許可の有無 記載なし

6 規則第6条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考
市長が交付する許可証については、保管又は許可の有無の記載は不要とすること。

- ① 処理業の区分：収集運搬業
- ② 優良マーク（国）
 - 優良認定を受けると表示されるマーク
 - 優良認定は許可の更新手続きとは別に申請・審査が必要
 - ※福岡県内では、北九州市に独自の優良認定制度あり
- ③ 許可行政機関
 - 福岡県内では、福岡県、北九州市、福岡市、久留米市が許可行政機関となる。
 - 福岡県の許可があれば、福岡県内で収集運搬が可能である。
 - 積替え保管の許可が必要であれば、積替え保管場所の所在地を管轄する各行政機関の許可が必要となる。
 - 許可証には、その所在地及び面積、廃棄物の種類を記載した項目がある。
- ④ 許可の有効期限
 - 産業廃棄物の許可の有効期限は通常５年間
 - 優良認定を受けている事業者は７年間有効となる。
 - 許可期限間近の場合、許可更新手続きしているか確認すること。
- ⑤ 事業の範囲
 - 許可された産業廃棄物の種類、積替え保管の許可の有無を確認すること。
 - 許可された産業廃棄物以外の物を委託しないこと。
 - （無許可業者への委託となる）

①許可証の例（処分業）

1 枚目

様式第九号（第十条の六関係）

1

許可番号 第 07640000000 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市小倉北区城内1番1号

氏 名 株式会社 北九州環境
（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 北九 太郎

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

2

北九州市長 武内 和久

3

許可の年月日 令和 6年 8月 22日
許可の有効年月日 令和 11年 8月 21日

4

1 事業の範囲

事業の区分
中間処理業（破砕、圧縮）

産業廃棄物の種類
中間処理物
破 砕 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
以上7種類
（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
圧 縮 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。） 以上1種類
（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

5

2 事業の用に供するすべての施設
別紙のとおり

8 許可の条件
なし

6

4 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 3月18日	新規許可	平成 元年 8月22日	変更許可
平成 6年 8月22日	更新許可	平成11年 7月 6日	変更許可
平成11年 8月22日	更新許可	平成13年 6月21日	変更許可
平成14年 8月21日	変更許可	平成15年 4月15日	変更許可
平成16年 8月22日	更新許可	平成18年 9月 8日	変更許可
平成21年 8月22日	更新許可	平成26年 8月22日	更新許可
令和 元年 8月22日	更新許可	令和 6年 8月22日	更新許可

5 別紙第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

（裏面に続く）

- ① 処理業の区分：処分業

② 許可行政機関
福岡県内では、福岡県、北九州市、福岡市、久留米市が許可行政機関となる。

③ 許可の期限
産業廃棄物の許可の有効期限は通常5年間
優良認定を受けている事業者は7年間有効となる。
許可期限間近の場合、許可更新手続きしているか確認すること。

④ 事業の範囲
許可された産業廃棄物の種類、処分方法を確認すること。
許可された産業廃棄物以外の物を委託しないこと。
（無許可業者への委託となる）

⑤ 施設の種類
次頁参照

⑥ この欄には、過去から現在までの新規許可・変更許可・更新許可
内容が記載される。

①許可証の例（処分業）

2 枚目

別紙

5

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種別：破砕施設

処理対象物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類

設置場所：北九州市小倉北区

設置年月日：平成27年11月11日

処理能力：

廃プラスチック類	1日あたり11.5トン（8時間）
紙くず	1日あたり9.8トン（8時間）
木くず	1日あたり18.0トン（8時間）
繊維くず	1日あたり3.9トン（8時間）

許可年月日：平成28年8月17日

許可番号：第541-1号 第541-2号

施設の種別：破砕施設

処理対象物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類

設置場所：北九州市小倉北区

設置年月日：平成27年11月11日

処理能力：

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1日あたり4.4トン（8時間）
がれき類	1日あたり4.4トン（8時間）

施設の種別：破砕施設

処理対象物の種類：金属くず 以上1種類

設置場所：北九州市小倉北区

設置年月日：平成27年11月11日

処理能力：1日あたり4.9トン（8時間）

施設の種別：圧縮施設

処理対象物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

設置場所：北九州市小倉北区

設置年月日：平成27年11月11日

処理能力：1日あたり1.4トン（8時間）

施設の種別：圧縮施設

処理対象物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

設置場所：北九州市小倉北区

設置年月日：平成27年11月11日

処理能力：1日あたり0.40トン（8時間）

⑤ 施設の種類の

施設の設置日や設置場所、処理能力等が記載される。
施設の設置場所は土地の登記簿謄本を基準に記載される。
処理能力を超えた量を委託することはできないため、許可された施設の種類の、処理能力を確認すること。

※ 再資源化施設（建設リサイクル法）の確認は、この欄を確認すること

「がれき類」⇒ 破砕・分級施設
「木くず」⇒ 破砕施設

② 二者間契約

二者間契約とは、**排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者がそれぞれ契約すること。**
ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、同一の契約書で締結することが可能。

中間処理を委託する際は、中間処理業者が最終処分業者と契約を行う。

この場合、排出事業者は最終処分業者と直接契約を行う必要はない。

三者契約（**排出事業者・収集運搬業者・処分業者の一括契約**）が問題なのは、排出事業者が収集運搬業者に処理を丸投げし、処分業者の許可や処理内容を把握していない状態になるおそれがあるため。

※仲介業者（いわゆるブローカー）が介在し、処理業者の斡旋を行う事例に関する注意

処理業者の選定については排出事業者自ら判断し、選定し、直接契約することが重要。

委託契約の締結等を第三者に委ねると、以下のような点が懸念されるため。

- ・排出事業者責任の重要性に対する認識が希薄化し、適正処理の確保に支障をきたす
- ・排出事業者と処理業者との関係性が希薄化し、処理状況等の把握が困難になる
- ・仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなる可能性が生じる

参考：廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

平成29年3月21日 環廃産発第 1703211号・環廃対発第 1703212号

③ 法定記載事項

【共通記載事項】

- ア. 委託する産業廃棄物の種類・数量
- イ. 委託契約の有効期間
- ウ. 委託者が受託者に支払う料金
- エ. 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
 - ・性状及び荷姿に関する事項
 - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨
 - ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- オ. 委託契約の有効期間中に産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- カ. 業務終了時の処理業者から排出事業者への報告に関する事項
- キ. 委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

【収集運搬記載事項】

- ア. 運搬の最終目的地の業者情報
(氏名、住所)、許可情報(許可者、有効期間、事業区分、品目、条件、番号)、事業場情報(名称、所在地)
- イ. 積替え・保管施設を経由する場合は、保管できる廃棄物の種類、施設所在地及び保管上限
- ウ. 積替え・保管施設を経由する収集運搬において、安定型産業廃棄物を委託する場合、積替え保管施設において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項

【処分記載事項】

- ア. 処分する事業場の名称、所在地、処理の方法、施設の処理能力
- イ. 中間処理を委託する場合、当該産業廃棄物に係る最終処分の事業場の名称、所在地、処分方法及び施設の処理能力

④ 契約書 その他

【記載することが望ましい項目】

- ア. 収集運搬業者と処分業者が異なる場合、それぞれの氏名又は名称
- イ. 積替保管施設を経由する場合、有価物回収の有無とその種類
- ウ. 積替保管施設を経由する場合、区間の設定方法
- エ. 支払い方法
- オ. 契約に違反した場合の措置
- カ. 積替え・保管施設を経由する場合、廃棄物の手選別等の許否
(イに関連して必要となる情報の提供を収集運搬業者に求めることが望ましい。)

⑤ 契約書に添付する書面

【運搬に係る委託契約書】

- ・ 許可証の写し
(県境越えや積卸しがある場合、積替保管の有無、許可の有効期限などに注意)
- ・ 料金の記載が「別紙」となっている場合は、別紙となる見積書や料金表など

【処分に係る委託契約書】

- ・ 許可証の写し
- ・ 料金の記載が「別紙」となっている場合は、別紙となる見積書や料金表など

契約書（例：産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書）

収入
印紙

収入印紙貼付方法等印紙税制度の詳細については、最寄りの税務署に照会してください。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者：_____（以下「乙」という。）は、
甲の事業場：_____から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

〔特管〕

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類	数量	単価（税抜）
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類	数量	単価（税抜）
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

許可証（写）と照合確認する

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること）

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 _____

4 （処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____
所在地：_____
処分の方法：_____
施設の処理能力：_____

5 （最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

★記載誤りが多い
運搬先の所在地を記入する。
（事業所所在地ではありません）

契約書（例：産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書） つづき

積替え・保管施設を経由する場合に
記載すること。
収集運搬業許可証と照合確認する。

6（収集・運搬過程における積替保管）（注：契約当事者が下記の①②③のいずれかを選択すること）

- ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____
積替保管施設の所在地： _____
積替保管施設の保管上限： _____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格(JIS C0950号)に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ば

- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

例えば「含水率が高いため、タンク車でないと運搬できない」等です。
必要な情報が提供できるのであれば、必ずしも廃棄物データシートの様式を使用しなくても差し支えありません。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

該当がなければ削除しても可

6 産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、処理委託した産業廃棄物が契約内容どおりに適正処理されたかを確認するための管理伝票である。

排出事業者には、マニフェストを交付して「委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否か」を確認する義務が課せられている。

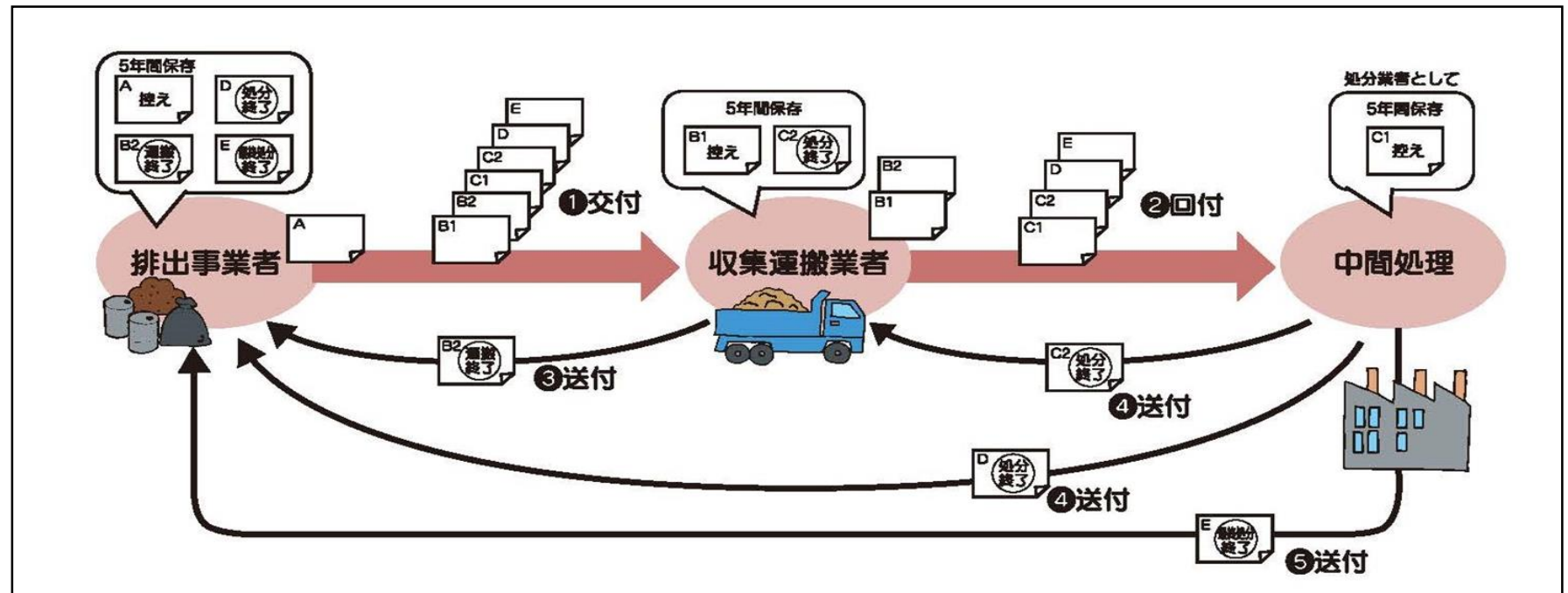
排出事業者が交付するマニフェストには、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処理業者名などが記載されており、産業廃棄物とともに移動する。

処理業者は、マニフェストに対して、委託された業務を、いつ完了したか記載して排出事業者などに返送することになっている。

紙マニフェストのポイント

- ① 産業廃棄物の引渡しと同時に委託した者に対して交付する。
- ② 産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付する。
- ③ 産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名等を記載する。
- ④ 保管期間は、交付した日から5年間。
- ⑤ 処理業者は、処理を終了した日から10日以内に排出事業者へマニフェストの写しを返送しなければならない。

マニフェストの流れ

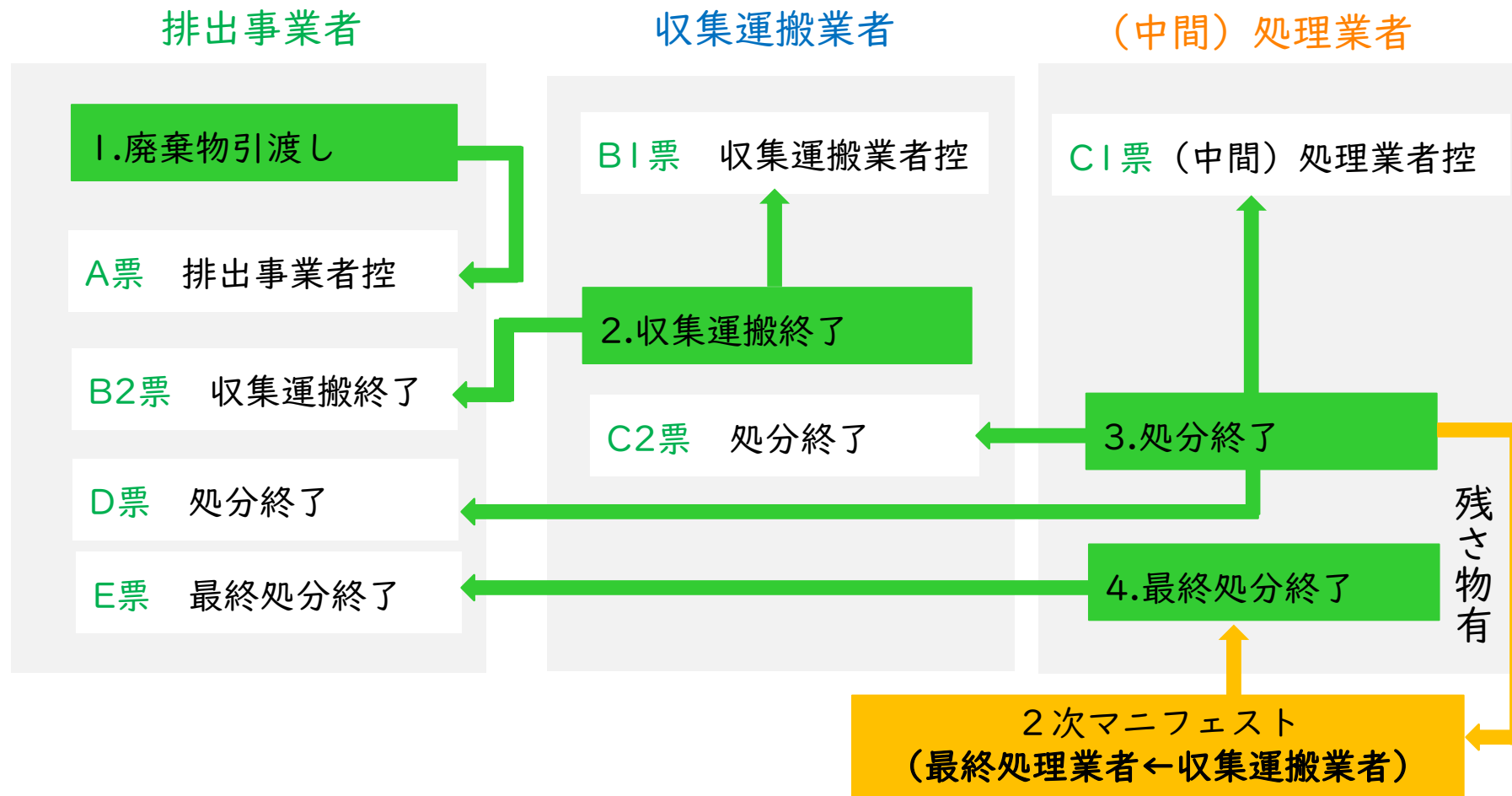


紙manifestoの運用

紙manifestoは複写式で、A票、B1票、B2票、C1票、C2票、D票、E票の7枚綴りとなっている。それぞれの伝票には役割があり、排出事業者、収集運搬業者、処理業者のそれぞれで記載しなければならない事項が決められている。

	保管するmanifesto伝票（伝票の役割）	
排出事業者	A票（排出時の自社控え）	排出時に必要事項を記入し収集運搬業者の受領サインの後、A票を保管する
	B2票（運搬終了の確認）	収集運搬業者が運搬を完了したとき、戻ってくる
	D票（処分終了の確認）	中間処理業者が処分を完了したとき、戻ってくる
	E票（最終処分終了の確認）	最終処分が完了したとき、戻ってくる
収集運搬業者	B1票（運搬終了の自社控え）	運搬終了時に終了年月日を記載し、B1票は自社で保管、B2票は排出事業者へ送付
	C2票（処分終了の確認）	中間処理業者が処分を完了したとき、戻ってくる。
処理業者	C1票（処分終了の自社控え）	処分終了時に終了年月日を記載しC1票は保管、C2票は収集運搬業者、D票は排出事業者へ送付

紙manifestoの流れ



排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に交付するmanifestoを「1次manifesto」、中間処理業者が処分後の残さ物を最終処分業者などに処理委託する際に交付するmanifestoを「2次manifesto」という。

1次manifestoと2次manifestoの運用方法は基本的に同じである。

A票の留意事項

1次マニフェストでは
記入は不要です。

運搬受託者に産業廃棄物
を引き渡した際に、
会社名、担当者の氏名
が記入されていること
を確認してください。

A票では斜線部の
記入は不要です。

「B2票」「D票」「E票」の
送付を受けた時に、照合確認
を行い、「A票」のこの欄の日
付を記入してください。

平成 年 月 日		交付番号	21354899355		整理番号	交付担当者	氏名	(印)
排出者 (業者)	氏名又は名称							
	住所 〒	電話番号						
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿		
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ ☐ 1000 動植物性残さ ☐ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐		産業廃棄物の名称					
		有害物質等		処分方法				
		備考・通信欄						
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の事業場 (処分事業場)	名称				
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号			
処分受託者	氏名又は名称		積替又は保管	名称				
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集		
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月日 平成 年 月 日		
行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号		(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)					
発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会				照合確認				
				B2票	平成 年 月 日			
				D票	平成 年 月 日			
				E票	平成 年 月 日			

A票の留意事項

法令上区分して記載する廃棄物

備考・通信欄の✓と
数量（及び単位）を
記載してください、

備考・通信欄

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業
廃棄物、水銀含有ばいじん等、特定産業
廃棄物が含まれる場合は、

直行用の場合には、備考・通信欄の該当
する項目にチェックをします。

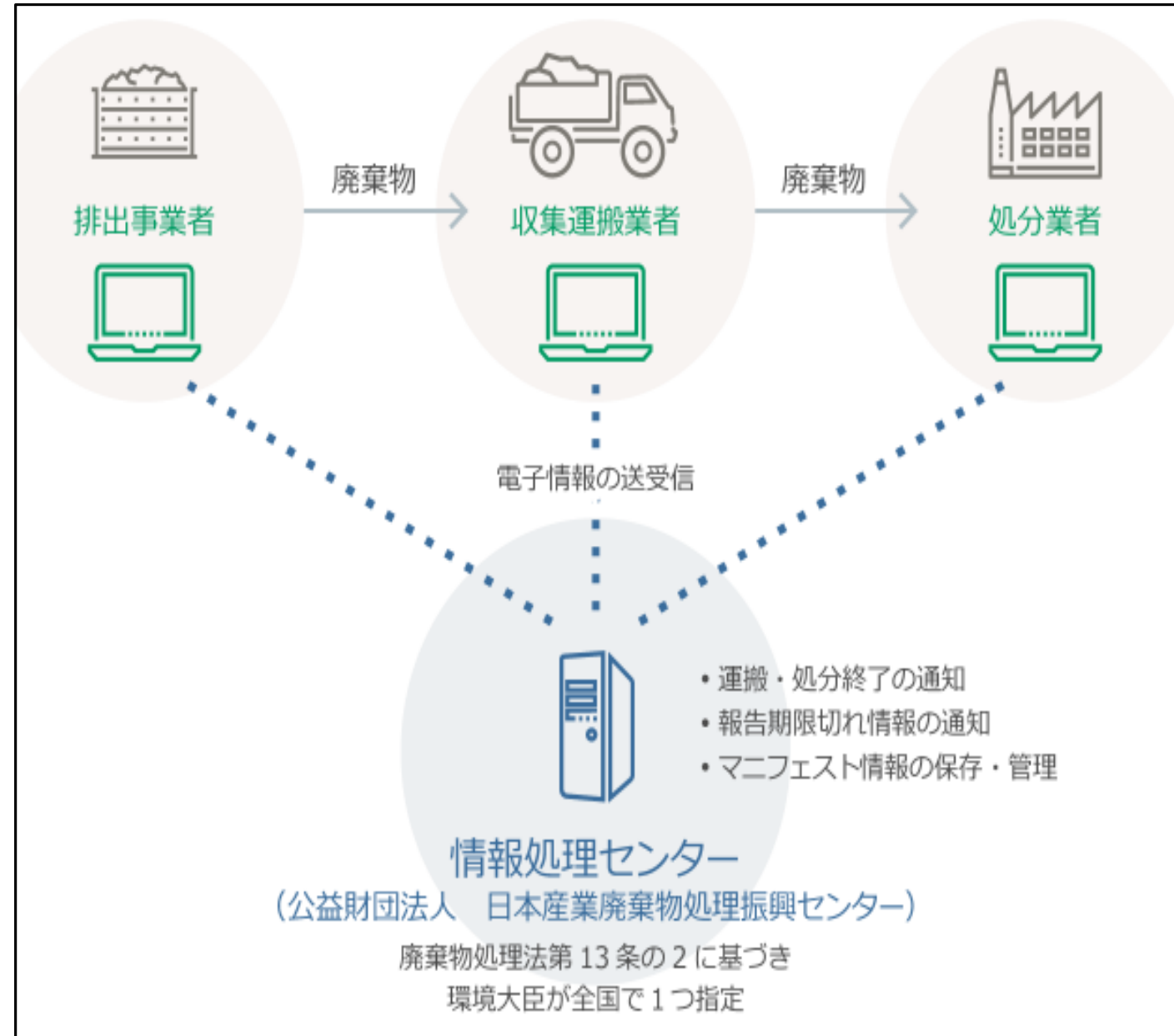
- ☐ 水銀使用製品産業廃棄物
- ☐ 水銀含有ばいじん等
- ☐ 石綿含有産業廃棄物
- ☐ 特定産業廃棄物

積替用の場合には、産業廃棄物の種類の
欄に、廃棄物の種類と、石綿含有産業廃
棄物などと記載します。

電子マニフェスト

1 電子マニフェストの仕組み

- ・マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処理業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。
- ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っている。
- ・電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処理業者の3者が加入する必要がある。



2 電子マニフェストのメリット

① 効率的な情報共有

オンライン上でやり取りするため、時間や場所を問わず関係者間で効率よく情報の共有が可能となる。

現在の処理状況もリアルタイムで確認することができるので、紙マニフェストの返送を待つ必要も、処理業者へ都度問合せをする必要もない。

② 管理手間の削減

紙マニフェストと違い、JWNET（電子マニフェストシステムの通称）に情報が保存されるため、保管義務がない。

JWNETが各行政へ交付状況の報告を行うため、排出事業者自ら報告する必要がなくなる。

3 電子マニフェストの一部義務化

令和2年4月1日から特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物以外）の多量排出事業者（年間発生量50トン以上の事業場を設置するもの）は電子マニフェストの使用が義務付けられている。

4 電子マニフェストを導入する際の流れ

ステップ1：電子マニフェスト導入に必要なパソコンの利用環境を確認
インターネットに接続したパソコンの準備

ステップ2：取引先事業者の加入確認
排出事業者、委託先の収集運搬業者及び処理業者が電子マニフェストを使用していることを確認

ステップ3：加入単位の検討
● 排出事業者、収集運搬事業者：任意
● 処理業者：事業場単位

ステップ4：料金区分の検討
電子マニフェストの利用料金は、マニフェストの年間登録件数によって変動

ステップ5：運用方法の検討
① 社内での運用ルールの検討
② 取引先（排出事業者、収集運搬業者、処分業者）との運用ルールの検討
③ 操作方法の習得と社内への周知

ステップ6：加入手続き
電子マニフェストを利用するには所定の加入手続きが必要

管理票（マニフェスト）交付等状況報告

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者は、事業場ごとに前年度のマニフェスト交付等の状況について、都道府県知事等へ報告することが義務付けられている。

○報告頻度・期限等

年1回、毎年6月30日まで

報告対象期間：前年4月1日から3月31日までの期間（前年度1年間）

○報告対象者

マニフェストを交付した者（電子マニフェスト交付分除く）

※2次マニフェストを交付する中間処理業者を含む。

○報告内容

1. 排出事業者の名称・住所・電話番号
2. 排出事業場で行われる事業の業種
3. マニフェストを交付した産業廃棄物の種類・排出量・交付枚数
4. 運搬受託者（収集運搬業者）の許可番号・氏名又は名称
5. 運搬先の住所
6. 処分受託者（中間又は最終処分業者）の許可番号・氏名又は名称
7. 処分場所の住所

7 措置内容等報告書

次のいずれかに該当する場合は、その委託に係る産業廃棄物の処理に関し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、県知事等に「措置内容等報告書」を提出しなければならない。

- 1 マニフェストの交付日から次の**期間内にマニフェストの写しが送付されない**場合

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票	90日	60日
D票		
E票	180日	

- 2 **記載漏れ**のあるマニフェストの写しの送付を受けた場合
- 3 **虚偽の記載**のあるマニフェストの写しの送付を受けた場合
- 4 処理業者（許可を取り消された処理業者を含む）から「**処理困難通知**（※）」を受けた場合

※「産業廃棄物処理業者が、現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときに、その旨を委託者に対し行う通知

8 多量排出事業者

廃棄物の減量や適正処理を推進するため、**一定量以上の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者（多量排出事業者）**は、その事業場の廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告書を作成し、県知事等に提出することが義務づけられている。

1 多量排出事業者

- 前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業場を設置している事業者
 - 前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者
- ※ 中間処理業者は多量排出事業者には含まれない。

2 計画書及び報告書の提出

- 処理計画書
当該年度の処理計画書を**6月30日までに**提出
 - 実施状況報告書
前年度に処理計画書を提出した事業者は、翌年度にその実施状況について**6月30日までに**提出
- 作成にあたっては、環境省の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第3版）」や各都道府県等の作成要領を参考にしてください。

3 多量排出事業者の判断基準

① 発生量

- 発生量は、一般的には廃棄物として処理を行う際の重量で判断
- 生産工程の中で脱水等で重量を減らすような工程を経て廃棄物が発生する場合は、その発生時点で重量から算出
- 生産工程を経た後で、事業場内で廃棄物の処理としての操作を経て発生する場合は、廃棄物処理前の重量から算出
- 自ら事業者が廃棄物を再生利用、あるいは中間処理すること等により、廃棄物を減量化する場合も、発生量はその前の時点での重量として算出

② 処理計画等の作成単位

- 製造業等
事業場ごとに処理計画等作成
- 建設業等
区域の作業所（現場）を統括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等作成

4 産業廃棄物処理計画書等の公表について

都道府県等に提出された多量排出事業者の処理計画書及び実施状況報告書は公表される。

9 罰則・不適切事例

■廃棄物処理法違反の罰則（主なもの）

違反内容	備考	罰則
①無許可営業 ②委託できない者(無許可業者)に処理を委託した（委託基準違反） ③無許可の者が処理を受託した（受託禁止違反） ④不法投棄をした（投棄禁止違反） ⑤処理基準等によらない廃棄物の焼却をした（焼却禁止違反） ⑥上記④・⑤に係る未遂 ⑦基準に適合しない保管・収集運搬・処分等を行い、生活環境保全上出された措置命令に違反した場合	②③は排出事業者以外の者（許可のない下請等）が処理した場合も該当する ⑦委託した場合等を含む（排出者責任）	5年以下の懲役 若しくは 1,000万円以下の罰金 又はこれを併科 ※これらの一部の違反については、別途法人に対する罰金規定あり
・委託基準、再委託できない者に委託した（再委託禁止違反） ・不法投棄や不法焼却の目的で、収集運搬を行った ・契約書の作成義務違反、許可証の添付漏れ		3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又はこれを併科
・排出事業者がマニフェストを交付しなかった、又は法定事項を記載しなかった、若しくは虚偽の記載をして交付した（交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載等） ・運搬、処分の受託者が、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた		1年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金

■排出事業者に係る不適切事例（主なもの）

不適切事例	罰則
■書面によらない運搬委託契約及び運搬業者への処分委託 事業活動に伴って生じた廃プラスチック類の運搬及び処分を、産業廃棄物収集運搬業者に委託した。また、書面により契約を締結しなかった	・ 運搬業者への処分委託違反(法第12条第5項) (罰則)5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金。又はこれを併科。(法第25条第1項第6号) ・ 書面によらない運搬委託契約に対する委託基準違反(法第12条第6項) (罰則)3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金。又はこれを併科。(法第26条第1項第1号)
■無許可業者への委託 排出事業者が、自社の産業廃棄物保管場所に他事業者Aの産業廃棄物を受入れた。その後、自社の産業廃棄物とあわせて、その運搬及び処分を無許可の処理業者に委託した。	・ 他事業者Aの産業廃棄物につき、無許可の産業廃棄物収集運搬業(法第14条第1項) (罰則) 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金。又はこれを併科。(法第25条第1項第1号) ・ 自社の産業廃棄物につき、無許可処理業者への運搬及び処分の委託違反(法第12条第5項) (罰則) 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金。又はこれを併科。(法第25条第1項第6号)

■産業廃棄物処理業者に係る不適切事例（主なもの）

不適切事例	罰則
■再委託基準違反及びマニフェストの虚偽記載 排出事業者から廃プラスチック類の運搬及び処分の委託を受けた産業廃棄物処理業者が、自ら処理せずに無許可の処理業者に再委託した。排出事業者から交付された産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、自ら処理したように虚偽の記載をして事業者に送付した。	・ 無許可業者への再委託基準違反(法第14条第16項) (罰則)3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金。 又はこれを併科。(法第26条第1項第1号) ・ マニフェストの虚偽の記載 (法第12条の3第3項、第4項) (罰則)1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法第27条の2第2号、第4号)
■措置命令違反 産業廃棄物処分業者が、許可容量を超えて産業廃棄物を最終処分場(埋立て)に受け入れて山積みにし、生活環境の保全上支障が生じた。 許可行政機関は、その支障の除去を命じる措置命令(行政処分)を行ったが、産業廃棄物処分業者は、これに従わなかった。	・ 措置命令違反(法第19条の5) (罰則)5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金。 又はこれを併科。(法第25条第1項第5号)

10 問い合わせ先

福岡県産業廃棄物排出事業者講習会（共通編）

【北九州市・福岡市・久留米市】

区分	北九州市	福岡市	久留米市
産業廃棄物の処理に関する事 関すること	環境局 産業廃棄物対策課 産業廃棄物対策係 093-582-2177	環境局 産業廃棄物指導課 排出指導係・処理指導係 092-711-4303	環境部 廃棄物指導課 0942-30-9148
大気汚染防止法に 関すること	環境局 環境監視課 大気係 093-582-2290	環境局 環境保全課 大気環境対策係 092-733-5386	環境部 環境保全課 0942-30-9043
建設リサイクル法に 関すること	都市戦略局 建築指導課 建築法規係 093-582-2531	住宅都市局 建築物安全推進課 空家対策・リサイクル係 092-711-4574	都市建設部 建築指導課 0942-30-9089

10 問い合わせ先

福岡県産業廃棄物排出事業者講習会（共通編）

【北九州市・福岡市・久留米市以外の福岡県内の市町村】

区分	問い合わせ先	管轄市町村
産業廃棄物の処理に関する事	筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課 092-513-5612	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課 0940-36-6322	中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課（第一係）0948-21-4812 （第二係）0948-21-4813 （第三係）0948-21-4814	（第一係）直方市、宮若市、鞍手郡 （第二係）飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町 （第三係）田川市、田川郡
大気汚染防止法に関する事	北筑後保健福祉環境事務所 環境課 環境指導係 0942-30-1058	小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡大刀洗町
	南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課 0943-22-6964	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潞郡大木町、八女郡広川町
	京築保健福祉環境事務所 環境課 環境指導係 0930-23-2380	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
建設リサイクル法に関する事	県内各県土整備事務所 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/9100017.html	